

第2回独立行政法人農畜産業振興機構契約監視委員会議事要旨

1. 日 時 平成23年2月28日（月）13：30～15：00

2. 場 所 独立行政法人農畜産業振興機構南館1階会議室

3. 議 題
(1) 前回の点検結果を踏まえた見直し状況（改善状況のフォローアップ）等の説明
(2) 平成21年度契約点検結果調査票の説明
(3) 委員による点検

4. 出席委員（◎印は委員長）

高畠 満（弁護士・東京清和法律事務所）

中村 一三（税理士・中村一三事務所）

◎望月 正芳（公認会計士・望月正芳事務所）

川崎 寅夫（独立行政法人農畜産業振興機構監事）

柳澤 茂樹（独立行政法人農畜産業振興機構監事）

5. 議 事

（1）平成21年度契約状況、一者応札解消に向けた取組状況等の概況及び前回の点検結果を踏まえた見直し状況について

委員：詳細は説明いただいたが、昨年の委員会の意見をまとめた資料は添付されていないのか。

機構：口頭で説明した内容を整理し今回の議事録と合わせて、後日送付させていただきます。

委員：資料1-1の平成21年度契約状況について、20年度と比較すると「競争性のある契約」が金額ベースで54億円も減っているが、21年度の26億円が通常ベースと考えて良いのか。

機構：20年度はバターの需給がひっ迫し、緊急的に手当をしたことから、契約金額が増加したためである。

委員：事務室の賃貸料について、近傍の価格も比較の上、随意契約審査委員会で検討しているという話だが、最初の契約はいつからか。

機構：最初の契約は畜産振興事業団時代の昭和39年。その後、蚕糸砂糖、野菜との統合があり、増床してきたもの。

委員：坪単価はいくらか。

機構：増床の時期、フロアによって差があるが、平均すると現在、坪当たり10,976円、平米単価では3,326円。

委員：持参した資料を見ると、一般的に都心のオフィスビルは空き室率が高く、価格も下落傾向にある。10,976円／坪という実態はどうなのか。賃料は2年に1度交渉を行っていると思うが、その交渉の記録などはあるか。

機構：近傍類似の価格と比較してかなり低くなっているため、交渉は行っていない。

委員：坪単価が一番高かったのはいつか。

機構：平成4年に新たに借りたもので15,965円、それが平成9年には16,275円となっている。ただし、平成9年は消費税アップもあり、その影響ではないかと思われる。

委員：ビルのオーナーからの要求はないのか。

機構：平成の一ヶタの頃は値上げ要求を押させていた。

委員：最近は賃料が下がる傾向にあるためオーナーからは賃料の交渉は持ち出さないようだ。

機構：機構自体も4,200m²あるものですから、なかなか移転するための代替地を探すのは大変。

委員：別の所に移った方が良いと言うことではなく、随意契約で借りるのはやむを得ないと思うが、価格交渉はした方が良い。見直しができれば経費の節減につながるのではないかと思う。

委員：前にも申し上げたが、自社ビルを購入したらどうなのか。毎年の賃料2億円以上はもったいない。10年で20億円を超える額は大きい。

機構：独法が自社ビルを持つことはあまり聞かない。また、事業仕分け等で独法の見直しが行われている昨今、総務省や財務省が認めるか疑問。また、独法は中期目標の期間（5年）の終了時に組織の在り方等を含め、業務全般にわたり検討されることが基本となっている。

委員：「食肉保管状況調査」や「食肉輸入動向調査」は3年間ほぼ同額となっている。妥当性のある金額なのか。

機構：この後の平成21年度契約点検結果で説明する。

（2）平成21年度契約点検結果調査票について事務局から説明。

委員：平成21年度契約点検結果について、資料2-2の様式2-2（一者応札）No.1

～4は公告期間の延長で改善を図っている。これらの過去3年間の推移を出してもらっているが、落札者も同じ、落札率も高い。これらは金額も高いため、複数応札に持つて行けないかと考えるが。これらの調査を実施できるのは特定の業者であり、機構でも業者を把握しているはず。待っているだけではなく、調査を実施できる他の特定業者にもこちら側から通知するのも方法だと思うが、それはどうなのか。

機構：そこが常に悩んでいるところ。「食肉保管状況調査」については、各倉庫業者に直接頼んでも守秘義務があり、個々のデータは出してもらえない。そのため、業界団体を通じて集計したものを提供してもらっており、他ができるかというと難しいようだ。法令上は機構が調査を行うことになっており、23年度は調査方法を変えて実施する予定である。また、「食肉輸入動向調査」についても、輸入する商社が集まった団体を行っており、他の団体がやろうと思っても難しく、代われるところはなかなかない。

委員：他にも同様の団体があり、入札を知らないというものではないということか。

機構：公告期間の延長等我々がすべきことはしているが、他のものが出てこないというのが実状。一方、探せば他にもまだあるのではないかとの問い合わせに絶対ないと否定もできない。

委員：競争性の観点からはなかなか難しそうだが、コスト性の観点からは予定価格（限度額）を下げていくことは出来ないのか。

機構：競争性のない随意契約ということであればそれも可能だろうが、他者の参加も否定できないため、競争性の観点は外せない。

委員：No.1「食肉小売価格調査」の契約金額は、平成19年は828万円で21年は630万円。相手がそこしかないというのであれば、あとは価格交渉ができるかということか。20%ほど減少したのはなぜか。

機構：協力者への謝金を減額したことによるもの。

委員：No.11「気象データ提供業務」について、22年度は7者応札しているが何故増えたのか。

機構：担当部署が事前に広汎にアナウンスを行った結果も反映されたものと考えている。

委員：No.6「砂糖・でん粉の国際需給情報に関する調査」は平成20年度と比較すると金額が増え、落札率も83%から100%になっているが。

機構：世界全体の需給と国別の需給を合わせた調査で、国別の調査については、年によつて調査対象国や国数も変えているために価格に変化が出たもの。平成22年から全体と個別を2つに分けて調査するようにしたことにより、一者応札は解消している。

委員：No.12「さとうきび及びかんしょ生産者交付金交付システムの一部改修一式」について、システムの改修に1,300万円は高いという印象を受ける。最近はシステム関係については競争原理が働き、価格は下がる傾向にあるのに高いのではないか。

機構：さとうきび農家の要件審査の基準が大幅に変更されたことに伴うシステム改修であり、単なるメンテナンスとは異なる。

委員：生産者一人当たりいくらコストがかかっているのか検証も必要では。ここでの回答は不要だが、投資効率という観点からも検証されてはどうか。

機構：最初にシステムを作り、その後の保守もシステムを作った会社しか入札に参加しないという傾向もあり、機構としてもそれを回避するため現行システム情報を開示するなど努力している。

委員：技術支援の相談員を置き、発注する際に分析してもらっての検討も必要。ただ、中に入人を抱え込むとコストもかかり、また既得権となるのは避けるべきなので毎年更新してはどうか。

委員：様式2-2、No. 10「肉用子牛生産者補給金制度運用システムテストサーバーの賃貸借」や様式6-2、No. 4「モノクロネットワークプリンターのリース契約」など、一般的に見て、リースでは業者はたくさんいるはず。特にプリンターなどは、力のあるリース会社では競争が働くはず。リースについては対応を工夫すれば複数応札できると考える。

入札説明会には複数来て、結果的に一者応札となったケースについてはヒアリングを行うという話だったが、何件ぐらいあったか。

機構：アンケートを実施し、案件ベースでいうと8件だった。会社単位だともう少し多い。

委員：随意契約については事務細則28条に定められているが、法令を柔軟に解釈すれば何か良い案も出てくるかと思う。

機構：引き続き随意契約及び一者応札の解消に向けて取り組んで参りたい。

以上